京阪土居駅周辺地区
バリアフリー基本構想

平成２２年２月

守　口　市

目　　次

第１章　バリアフリー基本構想策定にあたって
１．基本構想策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．基本構想の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　守口市の概況
１．位置及び市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２．人口、高齢化率の推移等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第３章　市民意向の把握
１．市民アンケート調査からの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２．タウンウォッチングからの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第４章　バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針
1．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
2．基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第５章　重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定
１．重点整備地区の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．重点整備地区の区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
３．生活関連施設及び生活関連経路等の選定・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第６章　重点整備地区における整備目標
１．実施する特定事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２．整備目標時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３．実施する特定事業等の方針と整備概要・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第７章　バリアフリー化の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
１．市民の役割
２．各事業者の役割
３．行政の役割
４．スパイラルアップ

〈参考資料１〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱
〈参考資料２〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会名簿
〈参考資料３〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経緯

第１章　バリアフリー基本構想策定にあたって

１　基本構想策定の背景

（１）　交通バリアフリー法の制定

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、平成２５年（２０１３年）には国民の４人に１人が６５歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。このため、近年、身体に障害がある方をはじめとする、全ての人が同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきました。

このような背景の下、高齢者や身体に障害のある方などが、自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められている状況で、平成 12 年１１月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）が施行されました。

その際、市町村は、１日当たりの利用者数が５，０００人以上の駅などの主要な旅客施設を中心とし、特にバリアフリー化を推進する必要性が高いと認められる地区を「重点整備地区」に指定し、重点整備地区ごとに、旅客施設やその周辺の道路及び駅前広場などバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、その基本事項を定めた「移動円滑化基本構想」を策定することができることとなりました。

（２）　バリアフリー新法の制定

これまで、「交通バリアフリー法」と不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）の２つの法律によりバリアフリー化が推進されてきましたが、交通バリアフリー法施行後５年が経過し、平成１７年７月に策定された「ユニバーサル政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー新法という。）が平成１８年１２月に施行されました。

今回、本市では、京阪土居駅周辺地区を対象に、駅や周辺道路、建築物などのバリアフリー化（段差をなくし、視覚障害のある方を誘導するための点字（点状・線状）ブロックを設置することなど）を推進するため、バリアフリー新法に基づき「京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想」（以下「土居駅周辺地区基本構想」といいます。）を策定しました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

・移動等の円滑化の意義及び目標
・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本事項
・市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

・旅客施設及び車両等
・一定の道路（努力義務はすべての道路）
・一定の路外駐車場
・都市公園の一定の公園施設（園路等）
・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定地区を重点整備地区として指定
・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を掲載

協議

協議会

市長村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方積の特例

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

２　基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法および国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき「重点整備地区」を選定し、バリアフリー化を重点的・一体的に進めるため策定するものです。また、基本構想策定に際しては、市の上位計画である守口市の都市計画に関する基本的な方針（守口市都市計画マスタープラン）等の上位計画に即して作成するもので、市民の理解や協力のもと重点整備地区を中心にバリアフリーに関する事業を実施することにより、安全かつ円滑に移動できるまちづくりを効果的に進めていきます。（下図参照）

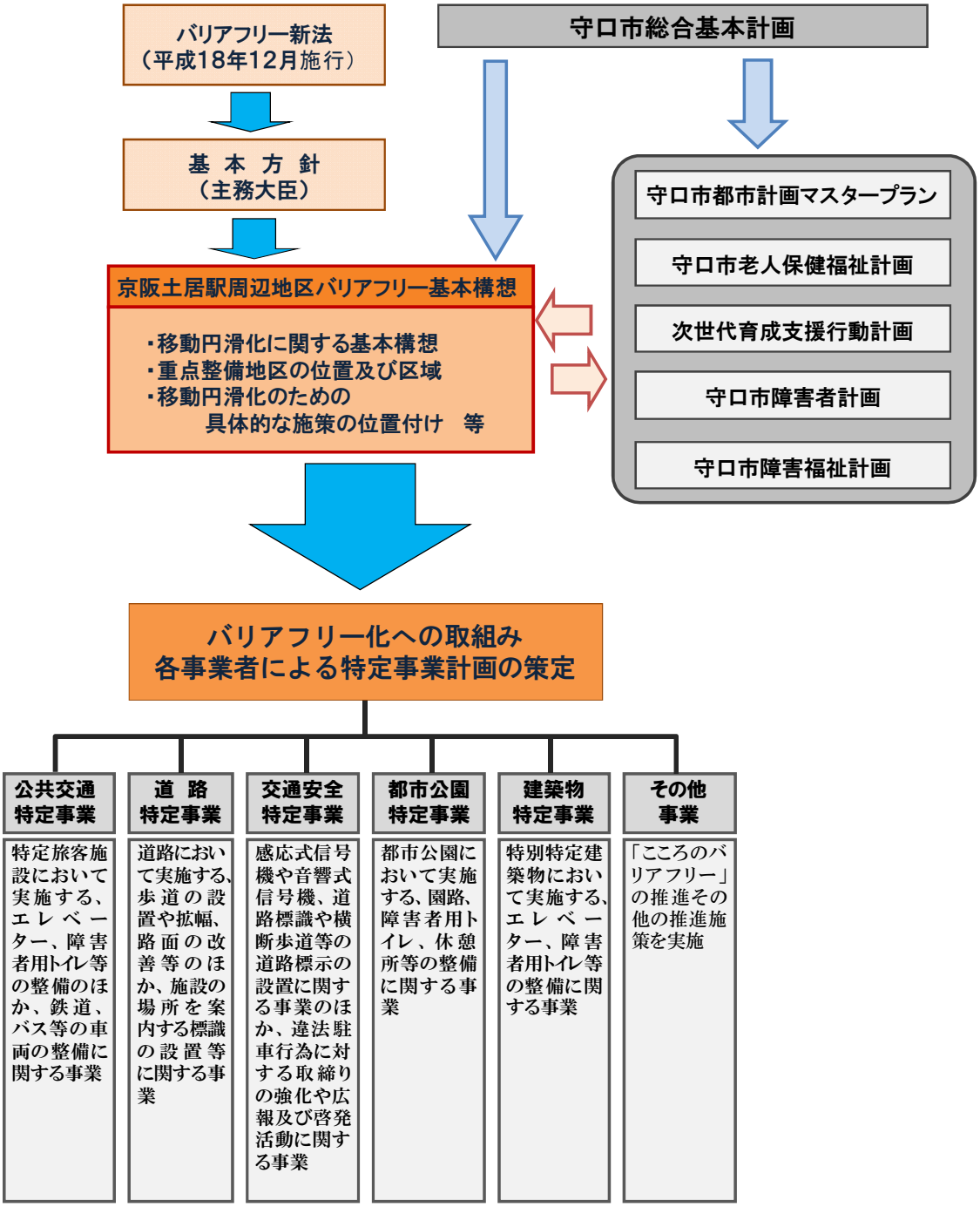

第２章　守口市の概況

１　位置及び市の概況

本市は、大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置し、南及び西は大阪市、東に門真市、北に寝屋川市が隣接しています。

本市の市域面積は 12.73k ㎡で、淀川の沖積による平坦地であり、淀川河川敷を除き全域が既成市街地となっています。

鉄道網については、京阪本線（滝井駅、土居駅、守口市駅、西三荘駅）、地下鉄今里筋線（太子橋今市駅）、地下鉄谷町線（太子橋今市駅、守口駅、大日駅）、大阪モノレール（大日駅）が通っており、８つの駅を有しています。また道路網については、広域的な幹線道路である、国道１号、国道１６３号、阪神高速、近畿自動車道、大阪中央環状線、大阪内環状線、府道京都守口線などが通っており、交通至便な立地条件となっています。

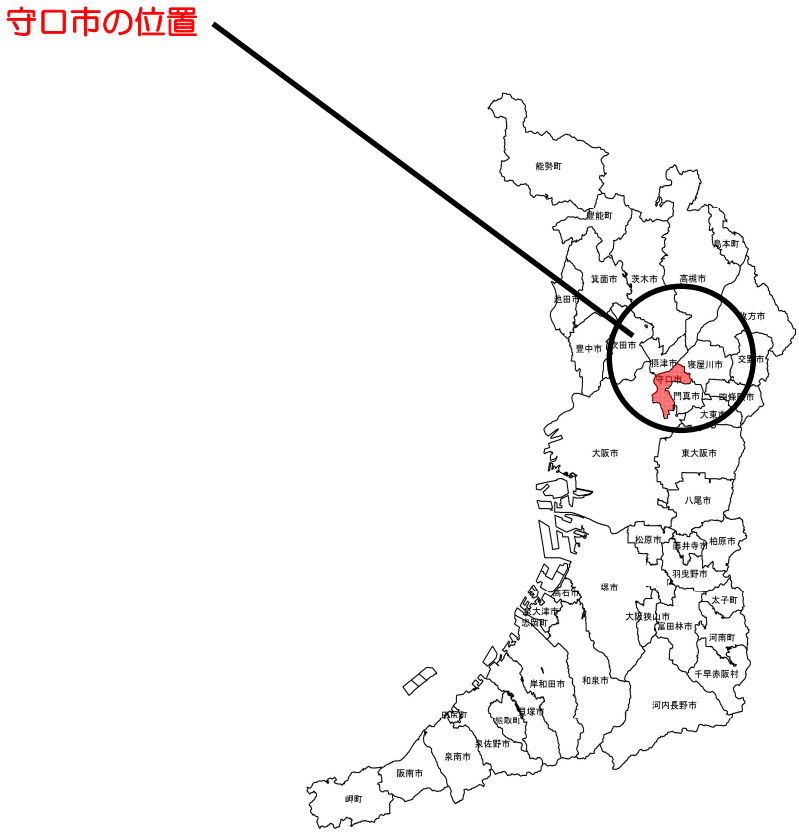

２　人口、高齢化率の推移等

①　人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和４６年６月に 188,035 人を記録したことを最高に、その後減少傾向を示し始め、平成１７年の国勢調査では、147,465 人となっています。

また、世帯当たりの人数は、昭和３５年に 4.83 人であったものの、昭和 55 年には 3.04 人、平成２年には 2.79 人と世帯の細分化が進み、平成 17 年の国勢調査では、62,928 世帯で、世帯当たりの人数は２.３４人となり、核家族化傾向が強まっています。

人口・世帯数の推移（国勢調査より）

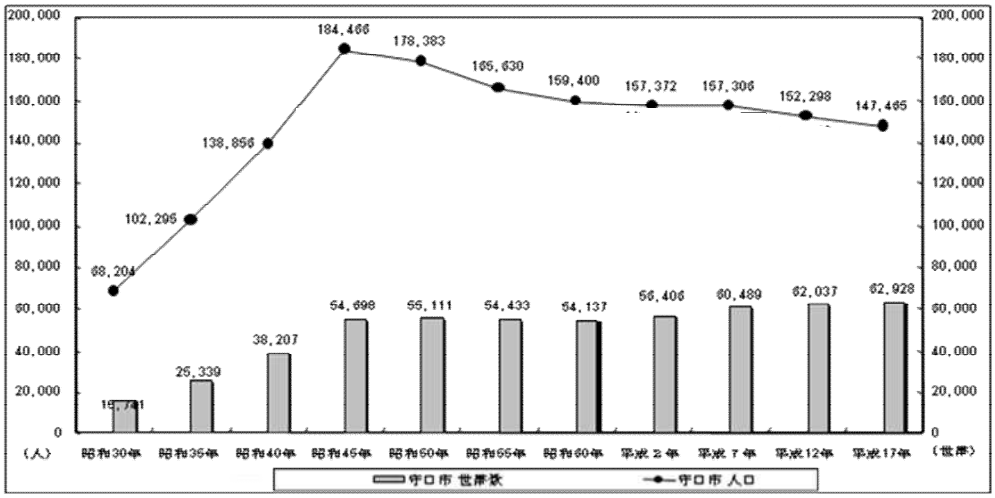

②　年齢構成

平成１７年の国勢調査によると、本市の６５歳以上の人口は、29,305 人となっています。

年齢３階層別人口の構成比は、昭和 55 年で、6.9%であった高齢化率（65 歳以上人口の全人口に対する割合）が、昭和 60 年 8.2%、平成２年 9.6%、平成７年 11.7%平成１２年 15.3%、平成１７年 20.4%と徐々に高齢化が進んでいます。

年齢３階層別人口（国勢調査より）（人）

	守　口　市			
	０～14歳	15～64歳	65歳以上	合　計
昭和55年	41,178	112,577	11,460	165,215
昭和60年	32,203	114,066	13,029	159,298
平成２年	25,091	116,499	14,969	156,559
平成７年	22,554	115,899	18,346	156,799
平成12年	21,136	107,589	23,324	152,049
平成17年	19,420	94,819	29,305	143,544
大阪府（平成17年）	1,211,257	5,913,558	1,634,218	8,759,033
全　国（平成17年）	17,521,234	84,092,414	25,672,005	127,285,653

注）合計には年齢不明は含まない。

年齢３階層別人口比率とその推移（国勢調査より）

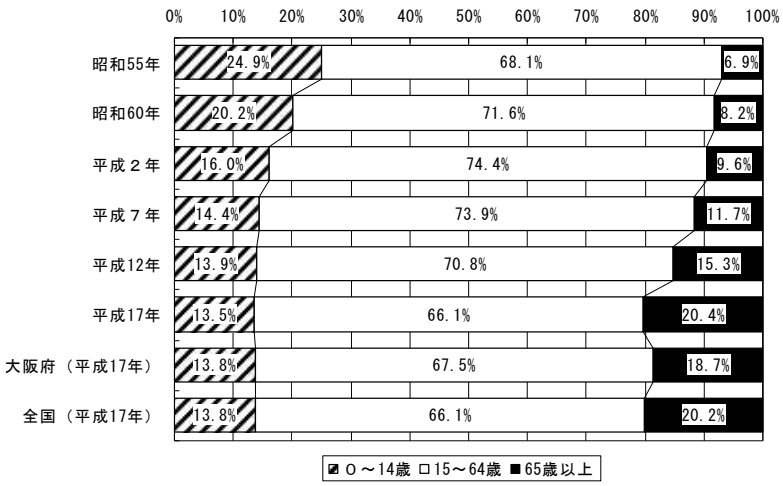

③　出生数の状況

本市の出生数は、減少傾向にあるものの平成１５年から２０年は微減少にとどまっています。

出生数（住民基本台帳による動態より）

出生数（人）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
守口市	1,401	1,300	1,197	1,181	1,155	1,170	1,131	1,155

④　身体障害者・知的障害者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成１２年から増加しており平成２０年で6,470人となっています。その内訳は「肢体不自由」が3,６７６人と最も多く、次いで「内部障害」が1,６９５人となっています。また、知的障害者（療育手帳所持者）は、８４７人となっています。

守口市の身体障害者手帳所持者及び知的障害者（療育手帳所持者）の推移（人）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者		5,152	5,569	6,528	6,673	6,574	6,470
	視覚障害	481	519	583	567	545	526
	聴覚障害	404	437	483	487	482	486
	音声言語障害	94	101	120	93	86	87
	肢体不自由	2,959	3,200	3,667	3,813	3,739	3,676
	内部障害	1,214	1,312	1,675	1,713	1,722	1,695
知的障害者		732	760	802	817	816	847

第３章　市民意向の把握

誰もが安心・安全な日常生活を営むことができる環境の実現をめざすという視点に立ち、日常生活上よく利用する施設や道路等の現状を把握するために、高齢者、障害者、乳幼児保護者を対象とした「市民アンケート」を実施しました。

さらに、協議会委員や、ラジオ放送エフエム-もりぐちで一般市民にも参加を呼びかけ「タウンウォッチング」を実施しました。その際、車イス・アイマスクの疑似体験を行いました。

１　市民アンケート調査からの把握

（１）調査の目的

「土居駅周辺地区バリアフリー基本構想」の策定にあたり、幅広く意見を聞き、できるかぎり反映されたものとするため、市民アンケート調査を実施しました。

（２）調査対象（土居駅周辺にお住まいの方）

①身　体　障　害　者：身体障害者団体に所属している方

②高　　齢　　者：守口市に在住（住民登録者）する 65 歳以上の方
（平成 21 年７月 24 日現在）

③乳幼児保護者(世帯主)：２歳以下の乳幼児保護者
（平成 21 年７月 24 日現在）

（３）調査方法

①高齢者、乳幼児保護者、

・郵送方式・・・定形封筒に調査票と返信用封筒を入れてポスティング

・調査期間・・・発送日：平成 21 年9月１８日（金）～２２日（火）
締切日：平成 21 年１０月２日（金）

②身体障害者

身体障害者団体の協力のもと、役員を通じ9月１８日（金）に配布し、返信は郵送方式で実施しました。

（４）回収率

	発　送　数	回収数	回収率
高　　齢　　者	２７０票	１７１票	６３.３%
身　体　障　害　者	３０票	９票	３０.０%
乳　幼　児　保　護　者	２０票	１０票	５０.０%
計	３２０票	１９０票	５９.３%

（５）土居駅周辺地区でよく利用する施設

高齢者、障害者及び２歳児保護者がよく利用する施設として上位３施設は、商店街（６５.３%）、京阪土居駅（６０.０%）、地下鉄太子橋今市駅（４３.２%）です。

	高齢者（人）	高齢者（%）	2歳児（人）	2歳児（%）	障害者（人）	障害者（%）	総計
1. 京阪土居駅（電車に乗る）	103	60.2	8	80.0	3	33.3	60.0
2. 地下鉄太子橋今市駅（電車に乗る）	75	43.9	5	50.0	2	22.2	43.2
3. バス停留所	29	17.0	0	0.0	2	22.2	16.3
4. 商店街	114	66.7	6	60.0	4	44.4	65.3
5. 守口保健所	11	6.4	1	10.0	3	33.3	7.9
6. 守口市身体障害者・高齢者交流会館	6	3.5	0	0.0	5	55.6	5.8
7. 春日小学校・第三中学校	15	8.8	1	10.0	0	0.0	8.5
8. 公園（日吉公園、土居公園、大枝公園）	29	17.0	4	40.0	2	22.2	18.4
9. ほとんど利用しない	17	9.9	0	0.0	1	11.1	9.5
10. その他	5	2.9	0	0.0	0	0.0	2.6
無回答	11	6.4	0	0.0	1	11.1	6.3

（単位：%）

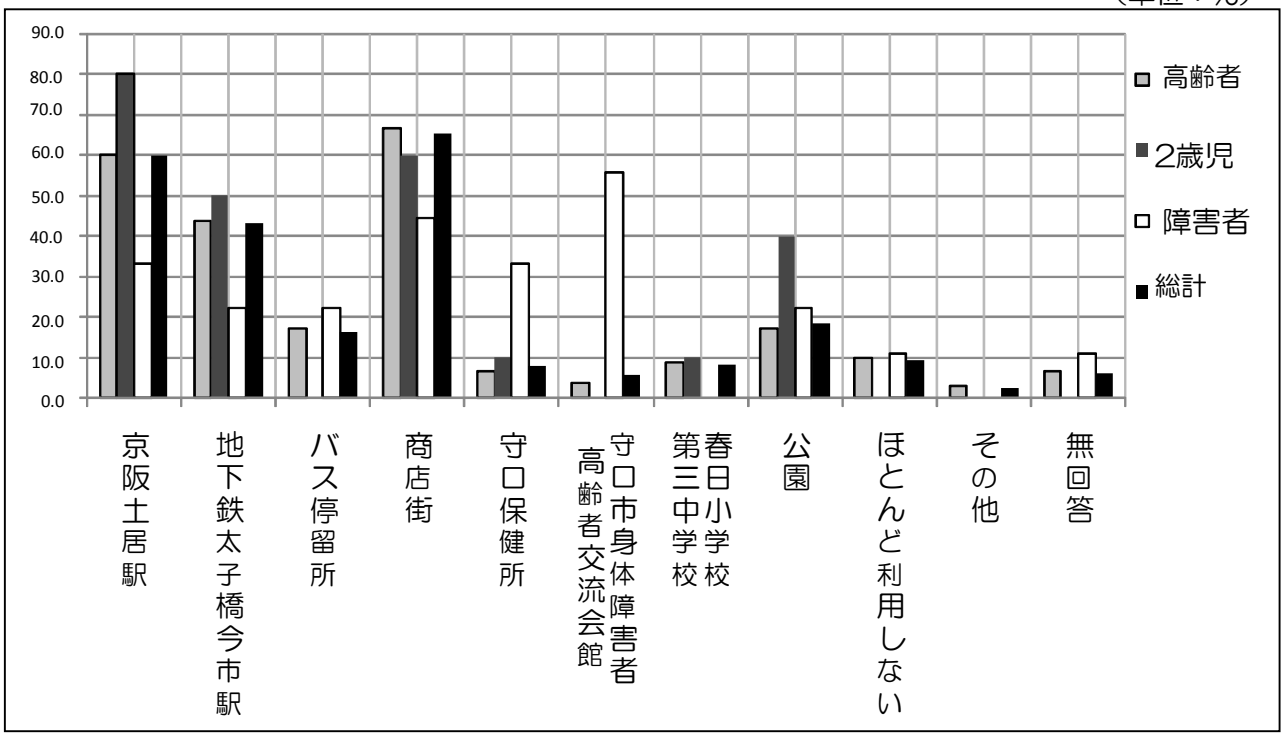

２　タウンウォッチングからの把握

（１）調査の目的

協議会委員や市民の皆さんの参加により、駅や多くの人々が利用する公共施設及びその施設を結ぶ経路を実際に歩いていただき、課題を抽出しました。車イス、アイマスク（ゴーグル）による疑似体験を実施することで、バリアフリー化に向けての課題を共有することを目的としました。

（２）開催日時

①　日　　時：平成２１年１０月１３日午後１時３０分～午後４時３０分
②　集合時間【１班】午後１時３０分
【２班】午後２時００分
【３班】午後２時３０分
③　集合場所：守口市身体障害者・高齢者交流会館

（３）調査参加者

調　査　参　加　者	人　数
協　議　会　委　員	２２人
一　般　市　民	４人
合　計	２６人

体験学習用機材	
車　イ　ス	３台
アイマスク（ゴーグル）	３個

（４）調査方法

協議会委員、一般市民、事務局（市）スタッフとともに重点整備地区内の生活関連施設である守口市身体障害者・高齢者交流会館をスタート地点とし土居駅をゴール地点とする３経路を調査しました。

調査の実施者は、車イスやアイマスク（ゴーグル）を体験しながら各自事前に手渡した住宅地図と調査用紙に問題点などを記録し、その状況をスタッフが写真撮影しました。

（５）調査結果

施設	主な意見
国道一号	○歩道に放置自転車があるため、歩行に支障がある ○横断勾配がきつい ○マンホールにより誘導ブロックが曲がっている ○歩道にガードレールがないとトラック等が入る（車止めを設置すべき） ○横断歩道に音響式信号が必要 ○歩道上の地上機器と誘導ブロックが近接している ○店の品物や植木などが歩道を不法占拠している ○歩道上に車が止まっていた。（車１台）歩道の大半をしめていた ○バス停留所付近に放置自転車が多い ○守口１９０号線との交差部分の誘導ブロックがなく不安に感じる ○守口３９号線との交差部分の誘導ブロックがなく不安に感じる ○バス停留所の歩道部分は狭い ○三井住友銀行付近は看板、放置自転車が多く歩きにくい ○三井住友銀行前（守口１９０号線）信号機は音響式になっていない ○地下鉄の階段付近の誘導ブロックが点字タイプになっているが、それで良いのかを検証してもらいたい。 ○歩車道の段差は基準内のように思われるが、角を少しなめらかにした方が、車イス通行しやすい ○地下鉄のエレベーターの乗り場が交差点の反対側にあるので不便である
国道四七九号（内環状線）	○歩車道の分離に駒止めコンクリートブロックが置かれ、夜などは判別が難しいので、防護柵に換えてほしい ○店舗のテント留め用金具が道路にあり、テントの紐が誘導ブロック利用の支障になっている ○誘導ブロックが折れ曲がっており、目の不自由な人に不便である ○誘導ブロックが途中でなくなっていて不安である ○歩道橋の基礎が歩道にはみだしており危険である ○日吉金下団地前の点字ブロックの配置がおかしい ○信号機が横断歩道の真ん中にある所がある

施設	主な意見
府道平野守口線	○歩道の斜面が急である ○保健所付近の歩道と車道の段差がきつい ○幅員が狭い、横断勾配が急。一方通行道路なので車道を狭くして歩道を広げる方策もあるのでは（保健所付近） ○保健所前はインターロッキングで杖の先が引っかかってあぶない ○土居駅付近の歩道に点字ブロックがない ○保健所の入口は小さな段差がある ○駅から保健所までの間、歩道に誘導ブロックがほしい
守口四四号線（土居駅西側）	○歩道に物置、植木鉢、クーラーの室外機が置かれ狭くなっている ○歩道を横断する敷地の進入口が塀で塞がれ、必要で無くなっているにかかわらず、進入口をそのまま放置しているので歩道の段差になっている ○信号機に音声案内がない ○歩道が自転車等のため使用ができない ○歩車道に段差がありバリアフリーが必要である ○線路側に歩行者用信号機が必要である ○歩道の整備がない（国道４７９内環状線～守口４６号線） ○駅舎前の歩道幅が狭く再検討が必要。一方通行車線の幅員は広すぎはしないか（守口４６号線～守口４７号線） ○南側の歩道敷きは駐輪地帯になっている ○白線を両側に引かなくても良いのではないか

施設	主な意見
守口三九号線・五六号線（アーケード）	○放置自転車、商品、棚の道路突出が多い ○守口６２号線との交差部分の誘導ブロックがなく不安に感じる ○自転車に乗ったままの通行は危険である ○道路の中央に灰皿が置いてあり危険である ○守口３９号線と守口５６号線の交差点部分に横断歩道がない ○商店街専用の自転車置場が必要ではないか ○不法駐輪等の迷惑防止などを呼びかける音声案内をしてはどうか
守口六一号線	○電柱が歩道の通行に支障である ○路面に凹凸がある
守口六二号線	○路上の電柱、看板が障害になり通行に危険を感じる ○舗装が悪い、横断勾配がきつい ○歩道内に放置自転車・単車、植木がおかれている ○守口６１号線から左折する車に危険を感じる ○道路が狭いのに車、人が多くて危険を感じる ○歩道がなく、危険を感じる ○バスが運行しており危険を感じる ○一方通行化、歩道の整備、歩道部分をカラー化し誘導ブロックを設置できないか（交流会館前）

施設	主な意見
守口六五号線	○歩道と誘導ブロックの材質が同じでわかりにくい （日吉公園東南側） ○歩道がなく、誘導ブロックもない（元土居小の反対側） ○ガードレールがない（元土居小の反対側） ○歩道の誘導ブロックがない。歩道と車道の段差がほとんどなく視覚障害者には分かりにくい。 ○交差点部に誘導ブロックがない（日吉公園） ○路側部の舗装が悪い（日吉公園付近）
守口一九〇号線	○誘導ブロックは、中央に設置する方が歩きやすい 夜間は車が通るので検討が必要 ○一般道路との交差点が自動車にぶつかりやすい ○商店街の道路上に自転車の駐輪が多い ○看板が道路に出ている（商店街の中央部） ○誘導ブロックを商店街の道路の真ん中に付けてほしい、２本ラインでもよい ○道路に商品が張り出している ○信号に音声案内（駅の北側）がほしい ○信号に音声案内(駅の南側)がほしい ○交差点にエスコートライン必要（駅の南北側共） ○交差点に誘導ブロックが必要（駅の南北側共）

施設	主な意見
土居駅舎内	○歩道の横断勾配がきつい ○トイレへの誘導が悪い ○階段への誘導ブロック、一部間違いがある ○階段手すりが１本しかないので改修で２段化する必要がある ○駅の構内のエレベーター設備工事については、ぜひ推進してほしい ○誘導ブロックが壁から近すぎる 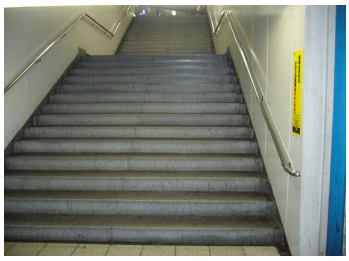
保健所	○保健所内に階段しかない ○道路から保健所へ入るスロープ幅が狭い
交流会館	○舗装のいたみがある ○交流会館の誘導ブロックは古い規格で見にくい
日吉公園	○入口にポールや段差があり障害になっている ○トイレのサインや誘導ブロックがない

第４章　バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針

１　基本理念

土居駅周辺地区のバリアフリー化については、平成１８年１２月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物等の対象施設の拡大やソフト施策の拡充についても検討を行うこととします。また、守口市総合基本計画における将来都市像である「豊かな暮らしを支える安全なまち」を実現するため　地域住民や来訪者にとってだれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。

２　基本方針

① 重点整備地区の設定

優先的・効果的に事業を推進するため、重点整備地区を設定します。

②生活関連施設相互を結ぶ経路の設定

土居駅を中心とした生活関連施設間を生活関連経路等で結び、地域住民や地域外からの来訪者がこれらの施設間を安全で円滑に移動できるような環境を整備します。

また、主要な経路の整備と同時に、地区内のその他の道路についても、可能な限り一体的なバリアフリー化を推進します。

③バリアフリー化事業の推進体制の整備

土居駅周辺地区基本構想に位置付けられた各事業を、市民をはじめとする利用者の意向を充分に反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、住民と情報交換を行い、市民と一体となったバリアフリー化の推進に取り組みます。

④ 生活関連施設に位置づけられる主要な建築物のバリアフリー化

生活関連経路だけでなく、施設内についても一体的に安全・円滑に移動できるよう、バリアフリー化に向けた取り組みを検討します。

⑤ 心のバリアフリーの啓発

ハード面のバリアフリー化にあわせ、市民が高齢者や障害者の方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携してパンフレットの作成など「心のバリアフリー」の啓発を行います。

第５章　重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定

１　重点整備地区の要件

バリアフリー新法は「高齢者や障害者等の移動及び施設の利用上の利便性の向上を促進する」ことを目的としており、重点整備地区は「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつこれらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」と規定しています。

なお、重点整備地区の要件等がバリアフリー新法において次のとおり定められています。

【重点整備地区の要件】

◆生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
◇生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物がおおむね３以上あること。
◇地区の面積はおおむね４００ｈａ未満であること。

◆移動等円滑化の事業実施が特に必要な地区
◇高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が特に高い地区であること。

◆総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
◇高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会、勤労の場の提供等、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること。

◆境界の設定
◇重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めること。

※特定旅客施設　：１日当たりの乗降客数が5,０００人以上の鉄道駅など
※特別特定建築物　：不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

２　重点整備地区の区域の設定

市内では、すでに交通バリアフリー法に基づき基本構想を策定した、滝井駅周辺地区、守口市駅周辺地区、西三荘駅周辺地区の３つの重点整備地区があります。今回の土居駅周辺地区基本構想における重点整備地区（約４９ha）の位置は、東方向は滝井駅の重点整備地区と西方向は守口市駅の重点整備地区の間に挟まれた区域とし、北方向は国道１号と南方向は都市計画道路（馬場菊水線）で囲まれた区域としました。

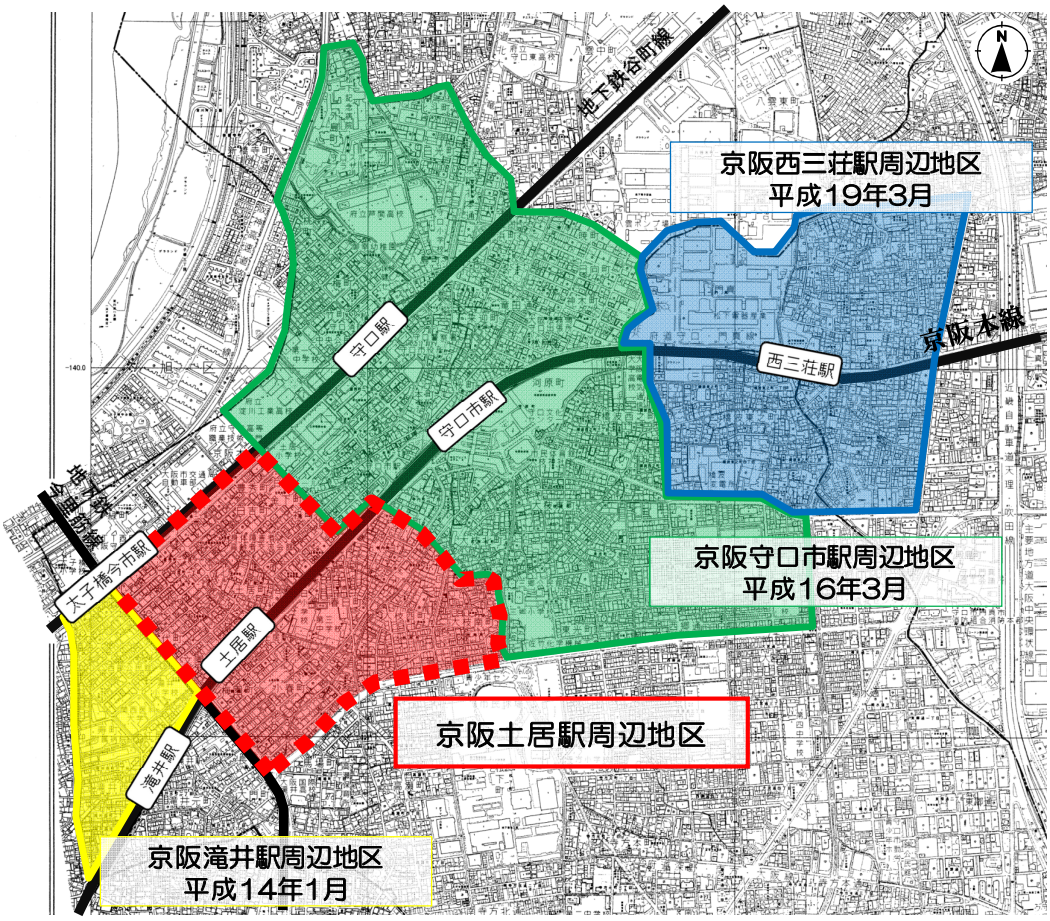

３　生活関連施設及び生活関連経路等の選定

（１）生活関連施設の選定

生活関連施設とは、多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等です。また誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や、主として高齢者、障害者等が利用する福祉施設等を特別特定建築物と位置づけています。また、都市公園、路外駐車場なども対象となります。

これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

① 旅客施設

特定旅客施設に該当する「京阪土居駅」はアンケートからも利用頻度が最も高いことから選定しました。

なお、地区に接する「太子橋今市駅」については、平成 14 年に策定した京阪滝井駅周辺地区バリアフリー基本構想において位置付けられているので、本基本構想からは除いています。

② 特定建築物

特別特定建築物に該当する不特定多数の者が利用する施設として、次の施設を選定しました。

〇守口保健所

〇身体障害者・高齢者交流会館

③ 都市公園

都市公園のうち、「日吉公園（街区公園）０.４５ha」を選定しました。

※街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で１箇所当たり面積０.２５ha を標準として配置する。

（2）生活関連経路等の選定

生活関連経路は生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路、駅前広場、通路などが対象となります。

土居駅周辺地区基本構想では、生活関連施設である京阪土居駅、守口保健所、身体障害者・高齢者交流会館、日吉公園を結ぶ下図の経路を選定しました。

また、準生活関連経路は、生活関連経路の要件や沿道の状況など様々な要件により、現段階では取り組みの方向性が明確化できないものの、地区内の主要な動線であるものを位置づけます。

≪◇生活関連経路　◆準生活関連経路≫

道　　路	◇府道平野守口線　（土居商店街通りの土居駅～保健所間）
	◇守口５６号線　（守口１９０号線～６２号線～日吉公園間）
	◇守口１９０号線　（土居駅～守口３９・５６号線間）
	◇守口　６２号線　（守口５６号線～交流会館まで）
	◇守口　６５号線　（守口６５号線～日吉公園間）
	◆国　道　１　号　（国道４７９号～守口６５号線間）
	◆国道４７９　号　（国道１号～守口３９号線間）
	◆守口６５号線　（国道１号～日吉公園間）
	◆守口３９号線　（国道４７９号～守口１９０号線間）
	◆守口 190 号線　（国道１号～守口３９・５６号線間）

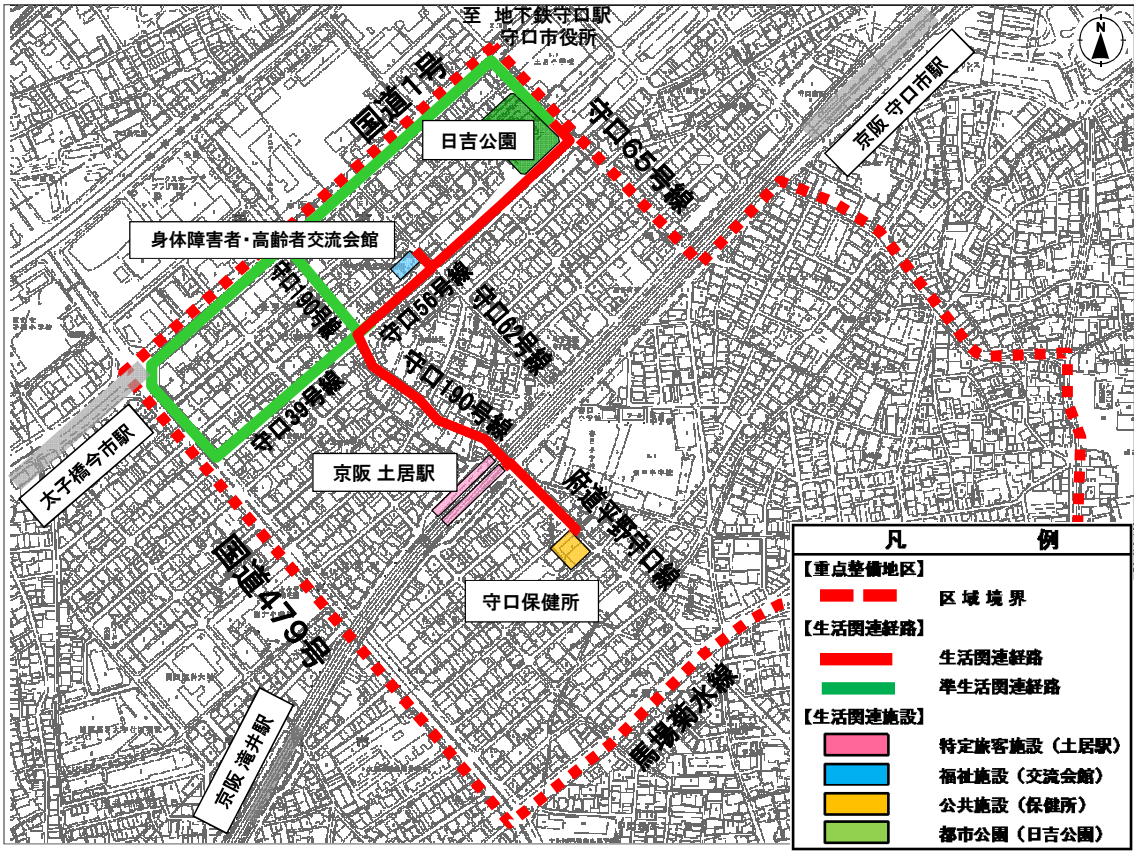

第６章　重点整備地区における整備目標

１　実施する特定事業等

○公共交通特定事業

特定旅客施設において実施するエレベーター、障害者用トイレ等の整備のほか、バス等の車両の整備に関する事業です。

○建築物特定事業

特別特定建築物において実施するエレベーター、障害者用トイレ等の整備に関する事業です。

○都市公園特定事業

都市公園において実施する園路、障害者用トイレ、休憩所等の整備に関する事業です。

○道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業です。

○交通安全特定事業

感応式信号機や音響式信号機、道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。

○その他の事業

特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業となります。

２　整備目標時期

特定事業の目標とする整備時期は、次の通りです。

整備時期	年　次
短　期	平成２１年～２３年
中　期	平成２４年～２６年
長　期	平成２７年以降

※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります

３　実施する特定事業等の方針と整備概要

① 公共交通特定事業

京阪土居駅

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑基準に適合した駅舎の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：京阪電気鉄道株式会社）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
エレベーターの設備	■			エレベーターの設置に併せて実施
階段への２段手すりの設置	■			
多機能トイレへの改修	■			
視覚障害者誘導用ブロックの設置（トイレ等への誘導）	■			
券売機の蹴込みの設置	■			
職員教育の徹底	■	■	■	

土居駅のトイレ前

（大阪市交通局）

【整備方針】

バスについては、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全快適に利用できるよう、移動等円滑基準に基づいて車両の低床化などに努めます。

【整備概要】（事業者：大阪市交通局）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
ノンステップバスの導入				入れ替え時にも継続して導入 （平成23年度100%完了予定）
職員教育の徹底				

（京阪バス）

【整備方針】

バスについては、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全快適に利用できるよう、移動等円滑基準に基づいて車両の低床化などに努めます。

【整備概要】（事業者：京阪バス株式会社）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
ノンステップバスの導入				入れ替え時にも継続して導入
職員教育の徹底				

ノンステップバス

②建築物特定事業

守口市身体障害者・高齢者交流会館

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に適合した建物の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：守口市）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
建物内のバリアフリー化の推進				検討課題 （既存施設の為、努力義務）

大阪府守口保健所

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に適合した建物の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：大阪府）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
建物内のバリアフリー化の推進				検討課題 （既存施設の為、努力義務）

② 道路特定事業

国道１号

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に準拠した道路の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：国土交通省）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
誘導ブロックの改修				準生活関連経路

国道１号

府道平野守口線　国道４７９号

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に準拠した道路の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：大阪府）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
歩道幅員の確保			■	府道平野守口線

府道平野守口線

守口市道　守口 39 号線、守口 56 号線、守口６５号線、守口１９０号線

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に適合した道路整備に努めます。定期的なパトロールにより危険箇所や放置物件を発見し、解消します。

【整備概要】（事業者：守口市）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保（歩道及び視覚障害者誘導用ブロックの設置）				守口６５号線
舗装の改良（打換え及び区画線の引直し）				守口５６号線
適切で安全な通行の啓発				守口３９号線、守口５６号線 守口９０号線、商店街

守口 56 号線のひび割れ状況

④都市公園特定事業

日吉公園

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう移動等円滑化基準に適合した整備に努めます。

【整備概要】（事業者：守口市）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
出入口の拡幅、段差解消	■			
土舗装によるぬかるみの解消	■			園路
ベンチの設置	■			

日吉公園

⑤交通安全特定事業

交通安全施設

【整備方針】

高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、移動等円滑基準に適合した交通安全施設の整備に努めます。

【整備概要】（事業者：大阪府公安委員会）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
不法駐車等の防止				広報活動等

⑥その他事業

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安心安全に利用できるよう通行の障害になる物件等の排除や啓発活動への協力を求めていきます。

【整備概要】（事業者：守口市）

整備内容	整備時期			備考
	短期	中期	長期	
道路上の不法駐輪や突出商品の解消				店舗地権者・行政・警察の協力が必要

守口市道１９０号線（商店街）

第７章　バリアフリー化の推進に向けて

この基本構想に基づき各施設の管理者がそれぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化を実施していくことになります。実施にあたっては、市民、障害者団体等、施設管理者、関係行政機関が綿密に連携しながら取り組んでいくものとします。

また、重点整備地区以外の道路や施設についても、基本構想の理念に基づいてバリアフリー化を検討していきます。

（１）市民の役割

基本構想の実現に向けては、バリアフリー化に対する市民の理解と協力が不可欠です。市民は高齢者、障害者等の円滑な移動のための取り組みに積極的に協力する必要があります。

（２）各事業者の役割

基本構想に基づきバリアフリー化を実施していきます。施設管理者の責務として、職員の意識の向上に努める必要があります。

（３）行政の役割

バリアフリー化の障害となる様々な問題解決には市民の協力が必要です。この為、市広報紙やホームページを活用して市民向けの継続的な啓発活動を実施していきます。

また、適切な職員教育などを実施していきます。

（４）スパイラルアップ

スパイラルアップとは、螺旋のように回りながら上がって目的を達成することです。バリアフリー新法では、Plan（計画）．Do（実施）．Check （検証）．Act（見直し）のスパイラルアップが位置付けされています。

本格的な高齢社会が到来し、ユニバーサルデザインの考え方が浸透する中、バリアフリー化を進めるため、基本構想作成に関わった、高齢者・障害者等の当事者、一般市民、学識経験者、関係事業者及び行政の参加のもと、特定事業の進捗状況管理、検証評価、基本構想の見直し等を行うためのあらたな協議会等を立ち上げて検討し、段階的・継続的な取り組みに努めていきます。

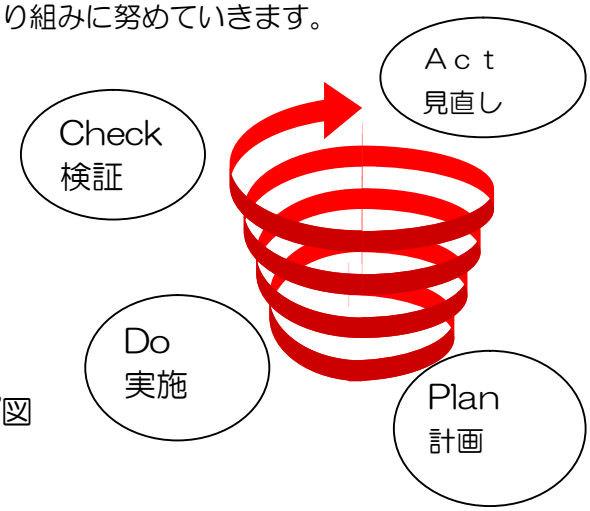

スパイラルアップ図

参考資料１

京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

（設置）

第１条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第１項に規定する協議会として、京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）　基本構想の作成に関する協議

（2）　基本構想の実施に係る連絡調整

（3）　高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進のために必要な事項についての調査及び審議

（組織）

第３条　協議会は、委員 25 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）　学識経験を有する者

（2）　身体障害者等の団体の代表者

（3）　高齢者団体の代表者

（4）　地域団体の代表者

（5）　関係公共交通機関の代表者

（6）　関係行政機関の代表者

（7）　市職員

（8）　その他市長が必要と認める者

３　委員は、前条各号に掲げる事務が終了したときに解嘱し、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員（第３条第２項第１号に掲げる者を除く。）が、やむを得ず会議に出席できないときは、議長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　議長は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（部会）
第６条　協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
２　部会は、会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長から命を受けた事務を行う。
３　部会に属する委員は、会長が指名する。
４　部会に部会長を置き、会長が指名をする者をもって充てる。
５　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
６　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２１年７月２２日から施行する。

参考資料２

京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会名簿

メンバー構成	氏　名	所　　属
学識経験者	岡山　敏哉	大阪工業大学工学部建築学科 准教授 （工学博士）
学識経験者	高岡　武	守口市社会福祉協議会会長
身体障害者等団体代表者	竹内　豊	守口市身体障害者福祉会会長
身体障害者等団体代表者	廣瀬　陳昭	守口市肢体不自由児(者) 父母の会会長
身体障害者等団体代表者	阿佐　和幸	守口市視覚障害者福祉協会会長
高齢者団体代表者	谷尾　昌之	守口市老人クラブ連合会会長
地域団体代表者	宮本　隆次	土居会館運営委員会会長
地域団体代表者	山下　利光	春日地区運営委員長
地域団体代表者	森園　泰子	土居地区商店会連合会会長
地域団体代表者	久世　貴司	土居駅前通商店街振興組合　代表理事
関係交通機関代表者	河辺　正人	京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部技術課長（建築担当）
関係交通機関代表者	大伴　匡	京阪バス株式会社 運輸部長兼管理課長
関係交通機関代表者	藤田　直一	大阪市交通局 総務部 担当課長
関係交通機関代表者	廣瀬　靖之	国土交通省　近畿運輸局　交通環境消費者行政・情報課長
関係交通機関代表者	植村　洋一郎	国土交通省　近畿地方整備局 大阪国道事務所　交通対策課長
関係交通機関代表者	松田　弥生	国土交通省　近畿地方整備局 大阪国道事務所　交通対策課 事業対策官
関係交通機関代表者	里崎　素	大阪府守口警察署　交通課長
関係交通機関代表者	三浦　冨士夫	大阪府住宅まちづくり部　建築指導室 建築企画課　福祉タウン推進グループ 主任専門員
関係交通機関代表者	井出　勉	大阪府枚方土木事務所　維持管理課長
関係交通機関代表者	藤井　充	大阪府枚方土木事務所　維持管理課 計画補修グループ　主査
関係交通機関代表者	咲野　充	大阪府守口保健所 次長
市職員	小浜　利彦	守口市企画財政部　企画課長
市職員	渋谷　登志子	守口市福祉部　障害福祉課長
市職員	島田　豊一	守口市都市整備部　道路課長
市職員	渡辺　安彦	守口市都市整備部　交通対策課長

参考資料３

京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の経緯

日付	取組みの概要
平成２１年8月 25 日	**第１回　協議会** ・会長及び副会長の選出について ・策定スケジュールについて ・重点整備地区・生活関連経路について ・アンケートについて ・現地調査（実施）について報告
平成２１年9月１９日 ～１０月2日	**市民アンケート調査** 土居駅周辺にお住まいの方を対象に、日常生活でよく利用する施設や道路の問題点を把握
平成２１年１０月5日～9日	**エフエムーもりぐち** 現地視察について一般市民参加のボランティアとしての参加を呼びかけ。
平成２１年１０月１３日	**現地視察（タウンウォッチング）** 基本構想の策定に際し、現地の状況などを把握するとともに道路や各施設の改善点などについて意見を集約するために実施。
平成２１年１２月8日	**第２回　協議会** ・アンケート調査及びタウンウォッチングの報告について ・基本構想の案について（生活関連施設、生活関連経路、準生活関連経路、特定事業計画）
平成２１年１２月２５日～ 平成２２年１月８日	**意見募集（パブリックコメント）** ホームページを通じ基本構想の案を公表、意見募集
平成２２年１月１２日	**第３回　協議会** ・パブリックコメントについて ・基本構想の決定について ・その他

京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想
平成22年2月
編集/発行　守口市都市整備部 都市計画課
住　　所　〒570－8666
守口市京阪本通2丁目2番5号
ＴＥＬ　06－6992－1685